

令和4年2月 定例教育委員会

日 時 令和4年2月22日（火）9時30分～

場 所 総合教育センター3階小研修室2

出席者

（教育委員）

西本教育長 松野教育長職務代理者 萩原委員 古賀委員 中村委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松尾総務課長 杉本社会教育課長 嶋田スポーツ振興課長 副島総務課長補佐 陣内学校教育部長 高島学校教育部次長兼学校教育課長 久野総合教育センター長 近藤青少年教育センター所長 市来総合教育センター課係長

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

(1)教育長報告

(2)令和3年12月分 議事録確認

(3)議 題

①佐世保市総合教育センター条例施行規則の一部改正の件

(4)協議事項

①障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正について

②新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度卒業証書授与式の対応について

(5)報告事項

①Sasebo Expoの開催について

②英語で国際交流ハイキングの開催について

③令和3年度佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰式の中止について

④小柳賞佐世保シティオンラインロードレース2022大会報告について

⑤不登校児童生徒への支援の在り方とそれに伴う指導要録上の出欠の取扱いについて

⑥やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へ学習指導を実施した場合の取扱いについて

(6)その他

①次回開催予定について

◆教育長報告

○ 1月19日 定例教育委員会

○ 2月 3日 第4回長崎県都市教育長協議会

○ 2月10日 前期教育委員会

- 2月14日 奨学生選考委員会  
県北母と女性教職員の会 要望書受取り
- 2月15日 第2回あすなろ教室運営委員会
- 2月16日 研究指定校への感謝状贈呈式

#### 【西本教育長】

それでは、随分コロナの感染者も一桁台になるんじゃないかなという感じがしておりますが、まだまだ全国的には。特に乳児保育の部分とか非常に厳しい。救援の状況が高止まりというふうなニュースもあっておりますので、少し気を緩めるとまた広がっていくと思います。

次に、もうすぐ卒業式があります。後ほど話題になるかと思えますけれども、卒業式、入学式がありますので、そういったところを滞りなく卒業式ができれば一番いいなと願っております。

それから、市の職員の感染も少しばらばらと出ておりますが、業務に差し支えのない程度で収まっておりますのでご安心をいただきたいと思えます。

それでは議事録の確認をさせていただきます。送った議事録のタイトルが間違っておりましたので、すいませんが、よろしくご訂正をお願いいたします。

内容については何か、異議出ませんでした特によろしかったですかね。それでは、よろしくをお願いいたします。

3番目の議題です。一つだけあります。佐世保市総合教育センター条例施行規則の一部改正の件でございます。

事務局のほうからご説明をお願いいたします。

総合教育センター長。

#### 【久野総合教育センター長】

議題の1でございます。佐世保市総合教育センター条例施行規則の一部改正についてご説明をいたします。

資料につきましては、議題①の1ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございます。

本年の4月から総合教育センター研修室の使用につきまして、オンライン申請を開始することに伴い、各種様式の文言や記載内容を整理しまして、併せて、申請書の「印」の字を削除するものでございます。

次に、提案内容としましては、様式のうち、様式4、様式6、様式7及び様式8について、オンライン化に向けた文言整理等と申請者の「印」の字の削除を行うものでございます。

次に、施行期日は令和4年4月1日とするものでございます。

次に、2ページから6ページまでは規則の一部を改正する規則の公布文を記載いたしております。3ページから6ページは改正後の様式でございます。

改正の具体的な内容は7ページ以降の新旧対照表に記載しております。

まず、7ページをお願いいたします。様式4でございます。右側の改正後をご覧ください。下線部が改正箇所となっております。

まず上段のほうでは、教育センターと少年科学館の合議欄を設けております。中段、中ほどでは、申請者の郵便番号を加えております。これは納付書を送付するための番号を把握するためのものです。下段、下のほうでは、駐車予定台数、電光掲示板への表示、会議時間帯などを加えております。

次に、8ページをお願いいたします。様式6でございます。

右側の改正後をご覧ください。中段、中ほどでは申請者及び宛先、佐世保市教育委員会と表示してございますが、この記載が下のほうにございますので、体裁的に記載を上へ上げまして全体の体裁を整えるとともに、文言の整理をいたしました。

それから、9ページをお願いいたします。様式7でございます。

これにつきましても、先ほどと同じように、申請者と宛先の記載が下のほうにございましたので上へ上げまして、全体の体裁を整えるとともに、下段の分では文言の整理をいたしました。

次に、10ページをお願いいたします。様式8でございます。

中段ほど、中ほどでは申請者の「印」の字を削除いたしましたものです。

それから最後に、11ページでございます。附則でございます。

附則といたしまして、施行期日と経過措置の記載を加えたものでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

#### 【西本教育長】

ただいまセンター課長より説明がありました、総合教育センターの規則の一部改正です。内容をご承知のとおり、DX戦略を進めておりますのでオンライン申請、それと押印を廃止するというに伴うものでございます。

委員の皆様から何かご質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。

#### 【全委員】

はい。

#### 【西本教育長】

市役所は今どんどんDX戦略を進めて、そういった手書きとか押印とか廃止するというで進めておりますので、その一環でございます。よろしくをお願いいたします。

議題は1項目だけございましたので、続いて、(4)の協議事項に入りたいと思います。2点ございます。

1点目は、障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正の件でございます。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

障がいのある子どもの医療サポートの実施要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

説明資料は、表紙①障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正についての2ページに、申し訳ございません、協議①と書いてございます。2ページをご覧ください。議題、障がいのある子どもの医療サポート実施要項の一部改正の件についてでございます。

中ほどの提案理由でございますが、令和3年9月18日。

【西本教育長】

1ページでいいのでしょうか。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

すいません、なっていますね、申し訳ございません。1ページでございます。1ページ、訂正いたします。

協議事項①でございます。議題、障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正の件についてでございます。

中ほどの提案理由でございますが、令和3年9月18日に施行されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、障がいのある子どもの医療サポート実施要綱について、必要な改正を行うものでございます。

本市におきましては、法施行前の平成20年4月1日からこの要綱を定めており、市立学校に在籍する障害のある子供の医療サポートを可能な範囲で展開してきました。今回の法施行により、法の趣旨に沿った形で文言改正等を行うものでございます。

提案理由は記載のとおりでございます。詳細につきまして、新旧対照表にて説明をいたします。5ページをお開きください。横に開いてください。すみません。

まず、第1条です。さきにご説明申し上げましたとおり、本要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第81号に基づいて改正するものでありますので、条文のほうにもその法律名を追加しております。また、対象となる児童生徒を、改正前、「佐世保市に在籍する」から、「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校において」と改めております。

第3条では、「就学指導委員会」を平成27年4月から組織名称を変え、「佐世保市小・中学校及び義務教育学校就学等に係る教育支援委員会」と組織名称を変更しておりますので、その名称を同様に改正しております。

第2項の医療的ケアの内容は、今回施行されました法に医療的ケアの定義が明記されましたので、その定義に合わせて追記をしております。

第5条をご覧ください。医療的ケアの実施条件が改正前の第4号の中では、資格を有する補助指導員が不在の場合は保護者が医療的ケアをする場合があることという、家族

がケアを行うこともうたっておりますが、今回施行されました法第10条第2項に「国及び地方公共団体は保護者の付添いがなくても適切な医療ケアその他支援を受けられるよう必要な措置を講ずるもの」とうたっており、医療的ケア児の家族の支援もこの法の趣旨にありますので、条文そのものを削除いたします。

第7条は、第3条と同様の組織名称の改正でございます。

6ページをお開きください。

第11条でございます。資格を有する補助指導員の役割についての条文でございます。11条1号は、「医療的ケアの実施にあたり、主治医との連携」とあります条文を、具体的に「主治医の指示書等に基づき、校長の指示及び監督のもとで医療的ケアを実施」するよう改正しております。これは、長崎県教育委員会が定めた特別支援学校における人工呼吸器を使用している児童生徒の安全安心な学校生活のためのガイドラインにあります医療的ケア実施の手続に基づき、必要な文言を追記しております。

第5号におきましても、医療的ケア児の身体の状態の変化等で、医療的ケアが実施できないときの対応について、改正前は、校長に対して、委員会と書いてありますが、校内医療的ケア委員会のことでございます、での再検討を補助指導員は求めるとなっておりますが、さきのガイドラインに基づき、補助指導員の役割としては、「保護者への連絡と、主治医の指示を求める」と改めております。

第12条です。保護者の役割として、保護者の同意を追記しております。

次に、関係する様式について、この要綱は様式1から8までございますが、元号が全て平成となっておりますので、それを削除し、和暦・西暦、両方対応できるよう、元号を入れておりません。その様式となっております。

最後に、17ページをご覧ください。

様式8号でございます。この様式だけ大きく変えております。様式8号、医療的ケア実施記録表を改めております。改正前、左側でございますが、上段の実施依頼内容が明記されており、依頼内容もここでは、「中休み、昼食時の気管切開チューブによる痰の吸引」という記載もございましたので、今回、医療的ケアの定義にありました医療的ケア全般に対応できるよう、実施記録表を右のように改めております。

以上、障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正についての説明を終わります。

#### 【西本教育長】

ただいま説明がありましたけれども、委員の皆様から何かご意見ございませんでしょうか。

松野委員。

#### 【松野教育長職務代理者】

一応、平成20年度から行われていて、現状としまして、その対応に当たっておられます補助指導員の方とか、あるいは対象の児童生徒というのはどれくらいの状況になっ

ていますか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

現在、平成20年度から2名の児童を対応してきました。1名が生体不全麻痺と申しまして、平成20年4月から平成25年3月まで対応している気管切開カニューレによる吸入の排たんをしていたお一人と、もう1名が平成25年4月から平成28年3月まで、同じく気管切開カニューレチューブによる吸入と排たんをしております。

【萩原委員】

今はもういらっしゃらないということですね。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

現在、来年度1名対応する予定でございます。小学生です。小学校2年生で中枢性先天性低換気症候群で、人工呼吸器による呼吸管理をする児童が1人おります。

現在、補助指導員が確保できず、来年4月から確保でき、この要綱に基づいて配置する予定でございます。

以上です。

【中村委員】

初歩的な質問で申し訳ないですけど、その生徒さんがいらっしゃるときには、補助指導員の方はずっとつきっきりでいらっしゃるといことになるんですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

4月からの配置はこの児童の在籍する学校に専属で入れる予定でございます。1日7時間、週5日入れる予定です。

【中村委員】

1人当たりにお一人がつくことになるということですね。分かりました。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

はい、そのとおりでございます。

【西本教育長】

ほかにございませんか。

私からちょっと。5ページの第5条ですけれど、どこかに書いてあるんだろうと思いますが、資格を有する補助指導員が不在の場合ということで、児童生徒が体調不良がある、そのときは保護者が医療ケアを行う場合があるというところは削除したということですが、実際に不在の場合で児童生徒が体調不良になった場合の措置はどこかに書いてあるんですか。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

資料20ページをご覧ください。全文の中の第5条が一番上に書いてあります。医療的ケアの実施条件でございます。今のご質問のお答えになるか不明確でございますが、第5条には、資格を有する補助指導員による医療的ケアを実施するための条件として、三つの条件を掲げております。第4項は削除になりましたが、実施する医療ケアは、主治医の指示に基づいて日常的に保護者が行っている医療ケアを学校で行うこと。第2号が医療的ケアの必要性が長期間にわたって存在し、児童生徒の身体の状態が安定していることということで、不安定の場合には、申し訳ございません、学校での行為ができない状況です。3が、保護者からの申請に基づき、本要綱の手続を経て行う。この中で不在の場合、補助指導員ができない場合には、本務者である養護教諭その他の職員によってするという形で手続を取らなくてはいけないと考えています。

【西本教育長】

ということは、これは緊急のときではなくて、ふだん補助指導員としてやるべき条件というときの。今までは保護者がケアをするということで、保護者に付き添いのものを求めていたのがなくなったということですか。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

はい、そのとおりでございます。

【西本教育長】

分かりました。

できれば、新旧対照表でご説明するときは、5条とか7条とか本文を先に書いた上で各号を書いていただいたほうが。各号のみではこの条文が何を意味しているのか、ちょっと意味不明なところがありますから、次回からできれば。ほかの案件もそうですけど、

本文の第何条はどういうことを書いてあるというのが書いてあると思いますし、各号のみではちょっと分かりにくいところがあると思いますから、ここを変えていただくようにしていただければ、分かりやすいかなと思います。よろしくお願いします。

中村委員。

【中村委員】

資格を有する補助指導員配置というふうに20ページのいろんなところに出てくるんですけど、この資格というのはどんな資格をお持ちの方が補助指導員になれるんですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

現在、佐世保市では、看護師の資格をお持ちの方の雇用を3名いたしております。正看護師が1名と准看護師が2名います。

【中村委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

19ページの趣旨に、「学校生活の中で看護師の資格を有する特別支援教育補助指導員」というのが、資格を有する補助指導員だということによろしいんですね。

ほかにございませんでしょうか。

古賀委員。

【古賀委員】

教職員免許をお持ちの方がある程度の指定の研修を受けると、この医療的ケアが行えるというのが何かできたかと思うんですけど。そういうのを教職員のほかの先生方が補助としてできるようになるような研修とか、そういうのは今のところはあるんですか。

【西本教育長】

解釈の問題がある。

何かもっとありますか。学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

学校では研修でエピペンを使用した対応をするというのはございます。今の、研修を

していろいろケアができるのかはちょっと勉強して、またお答えさせていただきます。  
申し訳ございません。

【西本教育長】

萩原委員。

【萩原委員】

補助指導員になったら、お給料はどこから出るんですか。保護者が。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

当然、佐世保市のほうから、市の職員として配置いたします。その財源としましては  
地方交付税措置が一定なされております。

【西本教育長】

ほかにありますでしょうか。

今、非常に大事な制度になってきている可能性もありますので、しっかりとサポート  
できるような体制を取っておかなければならないかなと思っております。

古賀委員。

【古賀委員】

エレベーターのある小学校がなかったでしたでしょうか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

清水小学校もありますし、江迎中学校にもあります。

【古賀委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

一生懸命なるべく新しい学校にはつけるようにはなっています。この間設置のガイド  
ラインでは外から入れるようなスロープも。その方が卒業して、もう使わなくなってし  
まう。エレベーターはまあ屋内ですからね。

【萩原委員】

数は少ないですもんね。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

なければ、協議事項の1番目は承認いただいたものと思います。

2番目に参りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度卒業証書授与式の対応についてということで、資料は当日配付資料となっております。ご説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

右肩に当日配付と記載のある、本日お配りしました資料をご覧ください。

(4) ②新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度卒業証書授与式の対応についてでございます。

本件につきましては、1月の前期教育委員会におきまして、協議事項として、卒業式という教育活動の意義や現状、県内市町の教育委員会告辞の対応状況をお知らせし、事務局の対応案を提示させていただいたところでございます。

今回は、現況の感染状況を鑑みながら、本年度の来月3月の教育委員会告辞の対応を提案させていただきます。

まず、資料をお開きになられて、1ページをご覧ください。

現在の本市の新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、ご存じのとおり、本市は1月21日からまん延防止等重点措置区域に指定され、3月6日まで指定が延長されている状況でございます。感染段階は、長崎県のレベルが2—Ⅱに対しまして、本市はレベル3相当の対応を現在行っているところでございます。

2枚目、別紙をご覧ください。

この別紙は、佐世保市立小・中学校及び義務教育学校におけるレベルごとの行動基準を佐世保市に合わせて、学校用で下段に作成したものでございます。現在のレベルは3と申しましたとおり、右から2番目の縦列の対応となります。

学校行事は下から3段目、学校行事と左側に書いてあるところの対応で、レベル3では学校行事は現在、原則中止または延期となっております。しかしながら、卒業式3月16日、18日まで1か月を切りました今、各学校においては、レベルが下がった場合を想定して、卒業式の企画立案や準備、地域への案内などに取組を始めておるところでございます。

1枚目にお戻りください。

2に記載している各学校における学校行事の対応でございます。二つ目の丸に記載のとおり、各学校は卒業証書授与式においては、以下のことを徹底して実施をするという

ふうの方針を決めております。一つ目が参加者の制限、二つ目が時間の短縮、三つ目が参加者に対する健康管理の徹底でございます。

こういったことを基に他市の状況も調べてみました。3の他市の状況について、3ページをご覧ください。

昨日、担当の者が各市町のほうへ聞き取り調査を行いましたのが、この一覧表でございます。令和3年度の各県内市町の卒業式告辞に係る対応と状況でございますが、佐世保市がこれまでコロナ前に行っておりました、告辞を登壇して読み上げる対応を今年度する市町は3市町のみで、8番の対馬市、丸が二つついています。それから10番の五島市、それから15番の川棚町でございます。あとの市町は書面のみ、または取りやめ等になっております。教育委員会そのものの出席を取りやめているところが、1番の長崎市、それから4番の諫早市、12番の雲仙市、13番の南島原市などは出席そのものを取りやめております。

そこで、令和3年度の佐世保市小・中学校の卒業式の教育委員会の委員の皆さん及び事務局の対応につきまして提案をさせていただきます。1枚目にお戻りください。

4の四角囲みのところになります。小・中学校で実施する卒業証書授与式における教育委員会（事務局を含む）による告辞につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和3年度におきましては、式典への参加を抑制し、紙面のみでの告辞を行うことを提案させていただきます。

卒業生にとりましては人生の節目となる小・中学校の卒業式、ぜひ出席をされ励ましのお言葉をかけていただきたいところでございますが、令和2年度に引き続き、紙面によって思いを伝えることをご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

#### 【西本教育長】

ただいまのご提案につきましては、委員の皆様からご質疑等ございますでしょうか。  
松野委員。

#### 【松野教育長職務代理者】

現状から見れば、状況的なものを鑑みたときに、式そのものについては時間の短縮を行うということになっておりますので、感染拡大したときにはやっぱり告辞に関しましては書面のみということで提案どおりでいいのかなと思います。

#### 【西本教育長】

もう2年続けて、大変残念ですけれども、そういうことで。今、一生懸命、抑えるような状況になっていると思いますので、提案のとおりさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

#### 【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。では、そのようにお願いします。  
どうぞ。

【中村委員】

式典の参加は抑制とあるんですけど、その後の4ページには名前がずっと書いてある表があるんですが、出席はされるのか、しないのか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

申し訳ございません。4ページの説明を抜けておりました。

4ページは、もしこの協議の中でやはり出席をされとなった場合の配置表でございます。出席がない場合には、この表は存在しないということになります。

以上です。

【西本教育長】

もともとこういう予定でしたという参考までの資料になります。

【中村委員】

ということは、出席はしないということですか。

【西本教育長】

そういうことになります。

【中村委員】

分かりました。

【西本教育長】

ありがとうございました。以上で協議事項は終わりました。

(5)の報告事項に参りたいと思います。

まず、1番、2番、S a s e b o E x p o開催と英語国際交流ハイキングの開催。  
いずれも社会教育課の所管でございますので、二つ続けてご報告をお願いいたします。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は事前配付、報告事項の1ページをお願いいたします。

第7回S a s e b o E x p oと第4回国際交流ハイキングの開催についてお知らせいたします。

本市のリーディングプロジェクト「英語で交わるまちS A S E B O」の一環で、毎年、文化を介して、体験型のイベントということのS a s e b o E x p o、それから、スポーツを介して交流を深める体験型イベントの国際交流大運動会を行っておりますが、今回、コロナ禍を配慮しまして、まず一つ目のS a s e b o E x p oにつきましましては、プロモーション動画の作成という形で少人数日本人10名、外国人10名、合わせて20名程度でプロモーションビデオを作成する形に変更いたします。

3月19日に九十九島ビジターセンターで、九十九島の環境や生態等等をテーマにゲームやスタンプラリー等を行いながら交流する様子を、プロモーション動画を撮りまして、この内容をPRしつつ、来年度、本編で、このS a s e b o E x p oで同じ場所で開催したいというふうに思っております。

二つ目の国際交流ハイキングにつきましても、本来3月26日に大運動会を開催する予定でしたが、これにつきましても少人数制でやったほうがいだろうということで実行委員会で話をされまして、ハイキングに修正を行っております。

直谷城から福井洞窟まで、日本人10名、外国人10名、高校生とALTの先生で、我々事務局も参加いたしますが、その形でハイキングを行う予定としております。昨年度に引き続きこの形になっております。

以上でございます。

【西本教育長】

今、説明ありました「英語で交わるまちS A S E B O」の行事の一環としてのS a s e b o E x p o、これは希望する人たちでビジターセンターということになってます。国際交流ハイキングは、もともとの運動会を縮小してハイキングに切り替えるということでございます。

内容について、委員の皆様からご質疑等ございますでしょうか。

まだまだ、なかなか行事が進まないというか。

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

続いて、3項目めです。令和3年度佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰の中止と、それから、小柳賞佐世保シティオンラインロードレース2022大会報告について、

どちらもスポーツ振興課の所管ですので、まとめてご報告をお願いいたします。  
スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

まず次第のほうですけど、③の「表彰の中止」となっておりますが、すいません、「表彰式の中止」になりますので、次第の修正をお願いいたします。

それでは、事前配付資料の2ページ、報告3をお開きください。

令和3年度佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰式の中止のご報告です。

県内及び佐世保市におけるコロナの発生状況、あと、まん延防止等重点措置区域が3月6日まで延長されたということを受けまして、3月5日に予定をしておりました教育委員会文化及びスポーツ表彰式でございますが、今年度につきましても表彰式は中止といたしております。

この表彰は、目的のところにもありますが、本市の文化及びスポーツの普及・発展に貢献した功労者・功労団体及び成績が奨励に値する個人・団体を表彰するものでございます。

表彰基準といたしましては、3番に功労賞と、もう一つ優秀奨励賞と二つの賞がございます。

今年度の受賞者数でございますが、4番にお示ししております。文化功労賞が個人・団体合わせて6名、文化優秀奨励賞が53名、スポーツ功労賞が13名、スポーツ優秀奨励賞が92名、合計164個人・団体が受賞をされております。

表彰楯がもうすぐ出来上がってきますので、表彰楯とプログラム、お名前とご功績を記した冊子を、後日、推薦団体を通して、ご本人様にお送りすることとしております。

表彰式につきましては以上でございます。

続きまして、3ページ、報告4でございます。小柳賞佐世保シティオンラインロードレース2022の実績報告となります。

例年、小柳賞佐世保シティロードレース大会は、1月の成人の日の前の日、佐世保市の成人式と同じ日に総合グラウンド周辺で開催をしておりました。例年1,700から800人の参加がございましたが、昨年度に続きまして、実際の大会はコロナの状況もありましたので厳しいんじゃないかということで中止をいたしました。その代わりに、2年連続の中止を回避する目的もありまして、今年につきましては、スマートフォンに専用のアプリをインストールすることで、オンラインで、好きな場所、好きな時間に目標の距離を走ってもらうということで、オンライン大会として実施しております。

開催期間としては、1月9日から20日までの2週間、チャレンジマラソンが10キロ、ハーフが21、フルが42と、九十九島のコースということで99キロのコース、それぞれエントリーを受け付けまして、参加人数としては331名、北は北海道から南は沖縄まで、それぞれ参加がっております。実際、完走された方は288名となっておりますが、事故等の報告もなく、無事に大会を終えております。

参加者の皆様には、1月の終わりか2月にかけてまして、参加証であるとか、完走証、

これはPDFのデータになるんですけど、そういったものをお送りしております。もう一つ、特別に地元の特産物等も抽選でそれぞれクラスごとに10名、40名の方に発送を済ましております。

以上、報告でございます。

【西本教育長】

今、2件ご報告ありましたけれども、委員の皆様から何かご質疑ございますでしょうか。

文化及びスポーツの表彰者の名簿というのは、後で教育委員会教育委員にもお配りいただけるのですか。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

はい。でき次第、教育委員の皆様にもそれぞれの功績を記した冊子をお配りします。

【西本教育長】

小柳賞ロードレースですけど、結果として、どういうふうに分析をされていますか。成功したのか、まあこの時期だからこんなものかなといろいろ感想があるかと思いますが、課長としては。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

全国的にはロードレース大会がかなり中止になっておる状況がございました。オンライン大会として開催をした自治体、大会もありまして、担当の課長といたしましては、マラソンを愛好するそういったランナーであるとか、スポーツを通して健康づくりを頑張りたいといった愛好者の方の、そういった機会の創出にはなったのかと。

逆に、ふだん大会にまでは出きれないなという方も、2週間の間で自分の健康づくりのために走ってみようかなという方も私が知っている中でも何人もいらっしゃいましたし、この中の課長さんも走っておられる方がいらっしゃいましたので、それを機に逆に定期的に続けてるよという報告もいただいておりますので、大会としてはよかったものと思っております。

以上です。

【西本教育長】

小柳ロードレースは当日やるじゃないですか。そのとき、他県からお見えになる方は旅費はご自身の負担ですよ。

【嶋田スポーツ振興課長】

そうです。

【西本教育長】

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

例年1,700~1,800の参加があっておりまして、小・中学生が1,100~1,200ぐらいいまして、一般の方が600前後なんですけど、ほとんどは県内とか市内の方が多いです。エンナイ賞とか設けていますが、毎年楽しみにされている方がいらっしやいまして、遠くは関東からとかも見えるんですけど、ほとんどがもう数名です。

今回、こういったマラソン愛好者の方はいろんな各地に楽しみに行くという方と、そういった大会も減っていますので、こういったオンライン大会に積極的に。どうせ自分の健康づくりで走られていますので、参加料は今回うちの場合3,000円だったんですけど、それを払って、参加賞Tシャツとかもありますので、どうせ走るんであれば、いろんな大会にエントリーしてという方もいらっしやいます。今回、関東のほうとかも結構。東京佐世保会のメーリングリストを通じて出してもらったりとかもしましたので、佐世保の方、小学校のときに走った方もいらっしやいましたし、そういったのがオンラインであるなら参加してみようかなということでも申し込まれている方もいらっしやるのかなと思っております。

【西本教育長】

中村委員さん。

【中村委員】

小柳賞のコースというのは設定してあるコースを、10キロはこうというような形で決まったところを走っていただくというものなのですか。

【西本教育長】

他県の方のオンライン参加が多かった印象があるけど、他県からの参加旅費とオンラインの参加費用を勘案すると、オンライン参加者は多かったのか、少なかったとなるのか、そのあたりはどうでしょうか。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

今回は、この2週間の期間であれば、スマートフォンのアプリで、今から計測をスタートしますというスタートを押したら、自分が走ったところをGPSで測定できるんですよ。ですから、例えば99キロ走る方も毎日10キロを9日間走った方もいらっしやれば、私も10キロ走ったんですけど、3回に分けて何とか10キロ走ったとか。自分

の調子、体力とかに合わせながらやっていますので。

実際、本当の10キロは相浦総合グラウンドを中心に距離が毎年あるんですけど、今回はもう自分の好きなタイミング、好きな時間で、家の周りとかを自由に走ってもらっています。

【中村委員】

じゃあ、この関東の方は佐世保に来られたわけじゃなくて、関東で走った人ということですか。

【西本教育長】

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

はい、そういうことでございます。地元でそれぞれ走られていますので、佐世保に見えたというわけではございません。

【中村委員】

参加料だけ払って、これに申し込むと。このスマートフォンの専用アプリというのは、特別に作ったものなんですか。それとも既成のものを利用したんですか。

【西本教育長】

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

既成のものです。

【中村委員】

そしたら、そんなに特別な経費はかからずに、事業を中止することなく、こういう話題づくりもできたということなのですか。

【西本教育長】

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

スマートフォンのアプリは、T A T T Aというアプリを使っているんですけど、そのアプリの権利を持っている会社と一応契約はいたしまして、100人までだったら幾らですよとかというエントリー料はありますので、そこについての経費はかかっています。

【中村委員】

そんな高くないんですか。

【嶋田スポーツ振興課長】

その値段が高いか、全国的なものありますけど、今回は経費としては全体で300万円ほどです。参加料も3,000円ずつ頂いていますが、事業費としては300万円ほどかかっています。

【中村委員】

じゃあ、アプリの利用料もそれなりにはかかっているわけですね。

【嶋田スポーツ振興課長】

はい、そういうことでございます。

【西本教育長】

そういったのも動画で。

【中村委員】

オンラインならお金がかからないだろうという人もいるんですけど、やっぱり事務局が動いてればお金がかかっていて大変なんですけど。はい、よく分かります。素晴らしい事業ができて、すごかったなと思います。

【西本教育長】

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますね。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは次に、5番目です。

不登校児童生徒への支援の在り方とそれに伴う指導要録上の出欠の取扱いについて。6番も一緒にいいですか。そしたら、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への学習指導した場合の取扱いについて、2件併せて説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

まず、⑤不登校児童生徒への支援の在り方とそれに伴う指導要録上の出席の取扱いについて説明申し上げます。

説明資料は事前配付、報告⑤、ページで5ページをお開きください。

まずもって本件は、5ページ下段、四角の2、参考資料に記載がございます、法の通知により、佐世保市教育委員会として整理したものでございます。

関連法は9ページをご覧ください。そこに載せておりますが、平成28年12月14日公布の法律第105条、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律でございます。関連通知が、飛びまして14ページでございます。この法第7条及び附則に基づいて、文部科学省が、14ページでございます令和元年10月25日に通知をいたしました不登校児童生徒への支援の在り方でございます。

これらに基づいて、本市の小中学生の中で、不登校児童生徒への支援や学習を行った際の指導要録上の出欠の取扱いについて、必要な要件や手順を提示し、佐世保市立小中学校及び義務教育学校へこの後、通知するものでございます。

本来ならば、令和元年の文部科学省の通知後すぐにご説明申し上げるところですが、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末が令和2年度末に全ての市内市立小・中学生に配付整備され、このたびその環境が整いましたので、この時期での説明になりましたことをご理解ください。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。5ページにお戻りください。

5ページ上段、四角1、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方でございます。この部分は、先ほどの文部科学省の通知の考え方に即して、三つの基本的な考え方を示しております。

一つ目が、支援の視点でございます。これまで不登校児童生徒につきましては、学校復帰を目指すという結果のみを目標としておりましたが、これからは社会的に自立を目指す支援と改めております。

二つ目が、支援は、学級担任のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなども連携して、組織的、計画的な支援を行うことを示しております。

三つ目が、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じまして、先ほどの法にありました教育の機会を確保するために、学校外の機関やICT等を活用した学習支援等の多様な教育機会を確保するというところでございます。

これが今回の法の趣旨に基づくものでございます。

なお、5ページの中段の3の3行目、なお書きのところでございます。不登校児童生徒が、学校外の機関で相談・指導を受けている場合や、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合は、児童生徒の努力を学校として評価し、支援するため、義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、校長は指導要録上の出席扱いとすることができるとしているものでございます。

そこで、この三つ目につきまして、6ページをご覧ください。6ページ上段、四角3にも記載しています一定の要件、ただいま申しました要件を満たす場合の要件を記載しております。

大きく2点ございます。4行目の1番、学校外の機関——青少年教育センターなどにおいて相談指導を受けている児童生徒が一つ目です。二つ目が、中ほどの2番、自宅においてICT等を活用した学習活動を行う児童生徒。この二つのケースについて、指導要録上、出席扱いとすることができる要件を記載しております。

まず上段の1、一つ目の学校外の機関に関しましては、本市では現在、青少年教育センターの学校適応指導教室がございます。そちらは今までも出席扱いとしておりましたので変わりはありませんが、青少年教育センターのような公的機関にも通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望があり、校長と教育委員会の協議で適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮してよいと改めております。

二つ目、中段のICT等を活用した学習活動です。前提といたしましては、この2の(1)、(2)にあります保護者との連携・協力、定期的、継続的な訪問、対面指導がございます。その上で、(3)から(6)までの要件を校長が認めた場合は、指導要録上の出席扱いとなります。

幾つか例を申し上げます。まず、(3)にある学習活動として、1人1台端末を使って、担当の教科の学習をオンラインで受ける学習。担当の先生から出された学習プリントをClassroomというパソコン内の共通の部屋から取り出して、自分で行い、その結果をまたClassroomという部屋に返して先生に見ていただく学習などがございます。そのほかにも、学校が作成したプリント・教材、郵送やファクスなどを活用した学習も可としております。いずれにいたしましても、児童生徒の実態、発達段階に応じた学習内容のプログラムであることが要件となります。

今までは不登校児童生徒が自宅でこうした学習活動をしておりましても、出席扱いにはしていませんでした。今後は、保護者から申出があり、このような要件を満たす場合には、校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることができるというものでございます。

なお、この取扱いでございますが、基本的に児童生徒が学校外の機関において相談・指導を受けられないような場合に行う学習であり、これまでの支援も踏まえつつ、不登校児童に対する一層の支援の充実と社会的な自立を目指しておるものでございます。

7ページをご覧ください。

四角4、不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いにかかる具体的な手順について示しております。同じことが繰り返しの記載になりますが、先ほど説明しました二つの方向1番が学校外の機関、2番が8ページにございますが自宅においてICT等を活用した学習活動を行う児童生徒についての記載でございます。

ここでは評価について、いわゆる通知表や指導要録の評価でございますが、必ずしも全ての評価、判定について評定することは求められるものではございませんが、学校外機関において相談・指導を受けている児童生徒、自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒の頑張りを認めること、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立ち、計画や内容が教育課程カリキュラムに対して適切と校長が判断する場合には、学習の評価を行い、指導要録に記入したり、学習状況を文章で記載するなど努めることと

しております。

いずれにいたしましても、今回の取扱いは、法にあります不登校児童生徒への多様な教育機会を確保すること、それから、目標にございます社会的自立を目指すことを目標としております。このような取扱いをすることで、不登校児童の頑張りを認め、次年度以降の指導の改善プラス将来的な社会的自立ができることを期待しているものでございます。

以上でございます。

併せて、6番をよろしいでしょうか。

【西本教育長】

はい。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への学習指導を実施した場合の取扱いについてでございます。

資料は、報告⑥、37ページでございます。ただいま申し上げましたものと関連するお知らせでございます。

説明いたします。

1に示しておりますことは、今般の新型コロナウイルス感染症に係る通知の中で、感染症や災害の発生等非常時に学校や学年が休業になった場合は、学校保健安全法第20条により、児童生徒は登校が停止、指導要録上は出席停止という取扱いになります。さらに、標題にあるやむを得ず登校できない児童生徒の出欠に関する取扱いといたしましては、学校保健法19条により校長の判断の下、個人の出席停止扱いとなります。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、資料37ページの1番、一番上の四角に記載しておりますが、このような感染症や濃厚接触者になった児童生徒、また、感染の不安があるため、家族が風邪症状のあるために登校を控えた児童生徒などもその対象となります。

学年・学級の臨時休業及び個人の出席停止のいずれにいたしましても欠席扱いとならないため、オンラインを含めた学習支援を実施しますが、指導要録の場合には、出席停止でございますので出席扱いになりません。

今回は、令和4年1月12日の文科省の通知を基に、本市といたしまして、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の自宅での学習の取扱いと、その際にICTを活用した場合の指導要録上の取扱いについて一定整理をいたしましたことをご報告します。

まず、自宅等の学習については、37ページ中段の2番の記載でございます。児童生徒に対して行われた教師による学習指導が、教科等の指導計画に照らして適切に位置づくもので、児童生徒の学習状況・成果を適切に把握することが可能な場合は、校長の判断で学校に再度出てきたときに改めて指導をせず、そのまま続けて指導ができるというふうなものを記載しております。ただ、この場合も出席は出席停止なので、学習内容は

進めながら、個人としての授業時数には計上されません。

次に3番でございます。一番下です。ここが今回の大きな改定でございますが、ICTを活用した場合の指導要録の取扱いです。児童生徒に対して同時双方向型のオンラインを活用した学習指導や課題の配信、提出、教師による質疑応答、児童生徒同士の意見交換をオンラインで活用して実施する学習を校長が認めた場合、指導要録の中に指導に関する記録という欄がございますが、それに別記を作成して記録を残すことと今回いたします。

指導要録の別記の記載方法と指導要録の転記につきまして、39ページをご覧ください。上の段の部分が本来、庶務規則がございます項目、学習の記録等の欄でございます。その中段に出欠、吹き出しがございますが、その欄の説明をいたします。

ここには通常は、授業日数、出席停止、欠席日数及び出席日数を書きますが、オンラインを活用した場合には備考欄にオンラインを活用した特例の授業の日数19日、3年生の欄には12日と書いてありますが、そういったものをこの3で行った場合、記載するようになります。

さらに具体的にどんな学習をしたかというのが別記で、その一番下の欄がございますが、そこに新たな紙を追加いたしまして添付することといたします。

別記には、児童生徒がやむを得ず登校できなかった理由と、その中で教師がオンラインを活用した特例の授業をした日数を記載し、さらに教師から提供されたオンライン授業で参加したと認められる日数及び参加の形態、ケーブルテレビ等がございますが、そういったもの、個別指導も含めますが、記載いたします。

最後に、別記に記載したオンラインの授業日数を指導要録に戻す、日にちを合わせて転記することとなります。

このように非常時において、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しても、様々な手段によって学習支援を行い、児童の学びを止めない観点からも必要な措置だと考えております。

さらに、児童生徒が1人1台端末を使い、オンライン学習を自宅で進めることは、学びの保障におきまして効果的であり、社会的な認知も高まっており、オンラインを含めた学習支援を行うことで、支援記録を残す方向性を示すことで、今まで以上に児童生徒への積極的な学習支援を可能となりますよう、市立学校についても一層の啓発を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

#### 【西本教育長】

ただいま説明ありましたが、平たく言えば、一定の条件で校長先生が認めれば、コロナで登校できない場合、あるいは不安やそういったもので不登校になる場合も必ずしも欠席とはならない、場合によっては出席という取扱いも可能だということですかね。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

38ページの説明が抜けておりました。申し訳ございません。今、教育長が申し上げたとおりでございます。38ページがフロー図になっておりますが、新型コロナウイルスと不登校を合わせたフローチャートになっております。

一番最初に⑤で説明した不登校が一番下段のところでございます。一番下に中段で、単なる不安、不登校相当の学校を欠席した場合、一番右に「一定の要件の下、出席扱い」となりますというのが、先ほど教育長が申されたとおりでございます。

ここから上が感染症に関わる登校の扱いでございます。基本的には臨時休業及び本人の感染、また不安、合理的な理由があった場合には出席の必要はございませんので、出席停止扱いになります。

一つだけ、下から2段目、右側に「登校は必要です」とある部分だけが異なります。校長が合理的理由がないと判断する場合には出席が必要だというところが異なっております。

以上です。

【西本教育長】

ほかに委員の皆様から何かご質疑等ございますか。

中村委員。

【中村委員】

現在、不登校扱いとなっているような方が、小学校でどれぐらい、中学校でどれぐらいいらっしゃるのか。それと、コロナの場合も同じく、今どれぐらいいらっしゃるのか教えていただければ。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

すいません。今、手元に正確な資料はございませんが、不登校児童に関しまして、小中学生、児童生徒は令和2年度の統計で約400名が、30日以上、年間の欠席の数として上げられているところでございます。

【中村委員】

佐世保市内で、小中学校合わせて。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

不登校と申しますか、30日以上の欠席者、年間ですね。

【中村委員】

30日以上欠席が400名。全部で何人の生徒さんのうちですか。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

全部で1万9,500名でございます。

【中村委員】

ありがとうございます。

コロナの理由によってというのはどのぐらいいるんですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

毎日コロナが理由で不安で欠席をしているという統計は取っておりませんが、定点で1日で取った数では412名、約400名です。2%のお子さん方が不安であるというのが、1月下旬の1日だけの統計で出ております。

以上です。

【中村委員】

ありがとうございました。

【陣内学校教育部長】

ちょっとフォローをさせてください。

30日以上休んだ子供が400名ということではなくて、病気とか一定の合理的な理由がなく何らかの、俗に言う不登校傾向という子供さんの数が400名ということでございます。

それから、コロナの不安で学校登校を控えてらっしゃる子供さんの数というのが、報道の状況とか、そのときそのときの状況によって物すごく数は動いております。ちなみに、第5波のときに不安で登校を控えていらした子供さんの数がパーセントでおよそ0.5%です。今般の第6波では、これが2%程度に大きくなっています。

【中村委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかに何かありませんでしょうか。

古賀委員。

【古賀委員】

すいません。先ほど欠席が年間30日以上で不登校という基準というか、定義があるんですけど、結局1年間過ぎしみて、それが結果につながるわけじゃないですか。で、今日とか明日、休んだときにそれが不登校に値するのか、そこでオンラインをして認められるかというのは、年度末に学校長の先生が判断をされるとなると、不登校の判断というのがちょっと難しくなってくるのかなと思うんですけど。その辺は何か基準じゃないんですけど、何かあったりするんでしょうか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

まず基本的には、校長の判断につきましては、先ほど申し上げました38ページが基本的なラインになりますが、学習の保障につきましては、学校に不登校の子も、それから登校できなくて休んでいる子につきましても、同等にやはり与えるべきだと考えております。先ほど3番で申し上げましたように、今回そのツールとしてICTや配付教材等を使いながら、その分は保障していかななくてはならないと考えています。

登校、欠席、出席の扱いにつきましては、年度末ではなく、ある程度状況を見定めながら、この場合は出席停止、この場合には欠席というふうな判断をしていくものと思っております。

以上です。

【古賀委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

萩原委員。

【萩原委員】

一つ質問です。6ページぐらいに学校外の機関として、青少年教育センターというのがありまして、その下の民間施設における相談というのは、佐世保においてはどのようなところを示しているんでしょうか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

一つご紹介いたしますと、名称で言いますと、フリースペースふきのとうのような民間の方々のNPOの中で、不登校を含めた心に不安をお持ちの方々に対応している施設がございます。

【西本教育長】

民間は先生がいらっしゃらない。ただの預かりみたいな感じですね。

【萩原委員】

そうですね。居場所づくり。

【西本教育長】

そうですね。

【古賀委員】

ボランティアさんで教えてらっしゃるといのが。

【西本教育長】

将来的には、例えば、やっぱり卒業はしたけれども特別な教育ということで、この間新聞に、徳島でしたかね、夜間中学校の記事が載っていて、もう一度、二十歳の人が学び直しをしたいとあって、どこに行けばいいんだろうとかいうのが載っていました。例えばニュースの内容がよく分からないという。

やっぱりそういうことを考えると、措置はこれでいいんですけど、将来的にフォローをする制度が要るかもしれないなというのを、こないだの新聞で思いました。コロナで見に行くことができない、視察ができないので厳しいんですけども。今後の問題として、こういう子供たちが大人になったときにどうするかというのが課題になってくるかなというふうには思っています。

中村委員。

【中村委員】

先ほど教えていただいた不登校傾向のある方が400名というのは、他の自治体とかと比べたときに多いのか少ないのかというのを教えていただければと思います。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

今、手元に資料ございませんが統計がございますので、次回説明させていただきます。

【中村委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

傾向としては。

【陣内学校教育部長】

中学校に関しては、従前より、長崎県よりも全国よりも多い傾向でございました。それから小学校に関しては、全国よりは多いけれども、県内ではそう多くないという状況でした。ただ、この数年、小学校も大変増えておりまして、現時点ではもう小も中もどちらも、全国的よりも県よりも多い状況になっています。

【中村委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

やっぱり低学年化していることが社会的な問題に。

【萩原委員】

関連ということじゃないんですけど、この前、予算のときに教育センターの相談員が1人だけ増えるというふうに何か予算を取ってありましたけど、不登校がそんなに多いんだったら、もう少し何とかもっと相談員を、何とかならないものかなと予算のときに思いました。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

すいません。説明が多分、言葉足らずだったと思っています。

今、青少年教育センターに専門の資格を持っているスクールソーシャルワーカーという専門員が7名おります。それから、学校のOBの相談員が3名おります。これを1人増やして、今10名のところを11名にするということでございます。

説明が多分、言葉が足りてなかったと思います。申し訳ありません。

【萩原委員】

全部で11名で400人を担当しているということ。まあ400人とは言わないけど、かなりの。

【陣内学校教育部長】

はい。

【西本教育長】

それでもやっぱり厳しい感じですよ。少しずつですけど、増やしていこうというけど、やっぱり相当に。1回行って解決しないんですよ、相談というのは。やっぱり何回も要るので。例えば、1件という数字が1人であるとは限らないわけで、何十件という相談がある。相当に厳しいかなという。やっぱり聞いてもらいたいという人はたくさんいらっしゃるということで。

【萩原委員】

人材はたくさん要るなというふうに思っております。

【西本教育長】

そういったサテライトあすなろができたことで。やっぱり出てくるのが大変だと。こちらから出て行って出前でやらないと、行けない人たちもいるので。

【萩原委員】

分かりました。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

【松野教育長職務代理者】

これまで青少年教育センターのほうに適応指導教室をやってこられたと思うんですけども、基本的に、結果、学校に帰すことだけを目指とは当然しておられなかったと思うんですけど、こういった取組が出てくることによって、今後、青少年教育センターのほうの運営の方針とか、そういったことについてはどんな方向があるかということ。今後、これを受けた形で。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

義務教育における教育の機会をできるだけ確保しようという法律自体が、学校以外のところも充実させたいという部分が大変強くありました。本来、私たち教員なものですから、つい学校に帰ってきてほしい、学校に戻ってきてほしいというのをすごく思うわ

けで、そのためのいろんな努力をすることは、もう先生方の努力は貴いことだと思っ  
ているんですが、どうしても家庭にこもる、それから学校に来るとこのステップがと  
ても大きくて、この間を何とかできないかというのが今回の趣旨だろうと思っています。

だから、このステップを小さくする幾つかが、一つは夜間中学であったり、一つは民  
間の施設であったり、それから一つはICTであったり、そういったものを使って何と  
かこうしていこうというものです。

今まではこの中にあったのが青少年教育センターだけだったので、幾つか選択肢を増  
やしていきたいというのが一番の趣旨です。ですから、この趣旨に基づいて、あすなろ  
のほうも当然変わっていかねばと思っております。この法が施行されて私のほうが  
指示したのが、サテライトあすなろとネットあすなろでした。各地域のコミュニティセ  
ンターを使わせていただいて、出向いていくあすなろを一つしましょう。それから、今、  
指示して準備を進めているのが、ネットあすなろです。あすなろのほうもICT環境を  
使って登校扱いにしていくような、少し小さいステップを進めていきたいと思ってい  
ます。

それからあわせて、ネットあすなろのノウハウと、今、中里中学校でICTの研究し  
ていただいている、そこで不登校のケアも先行研究していただいているんですが、それ  
を使って、ネットあすなろとまた別に、例えばネットハートルームみたいな、それぞ  
れの学校がネットを使って適応教室をする、そういったものを進めていきたいと思っ  
ています。この1年間はその実現の年にしたいと思っています。

#### 【松野教育長職務代理者】

もう1点よろしいですか。

6ページに取組の幅を増やしたとなっておりますが、まず基本的には公的機関として青  
少年教育センターの適応教室に行くけれども、通級が難しいとなると民間の利用を考え  
ると。

公的機関や民間の利用も難しいとなった場合にICT等につなげていくというとなら  
ばいいのでしょうか。公的機関や民間を利用するときの判断基準のようなものがある  
のでしょうか。

#### 【西本教育長】

学校教育部長。

#### 【陣内学校教育部長】

不登校の様相が随分と変わってきました。昔は学校で嫌なことがあった、あの子が嫌  
だとか、部活でうまくいかなかったとか、あの先生と馬が合わないとか、そういったは  
っきりとした要素、ファクターが結構、昔ははっきりしておった。ところが、現在、子  
供たちの不登校の原因を聞いてみると、何となく不安だ、何となく無気力だ、何となく  
行きたくない。何か大きな原因があって、それを取り除いていくことで学校への登校

が促せるのかという状況から今、大きく変わってきています。

ですから、その子供さんによって取っかかりしやすいところがあるだろうと思っています。言葉は悪いですけど、何となくここならいけそうとか、何となくネットならやれそうかなと。前は「学校の先生とうまく合わないから学校には行きたくない、だけど青少年教育センターなら行ける」といったところがあったんだろうと思うんですけど、今、ある子供さんは青少年教育センターの初めて会う人よりも知っとる先生のほうがまだ階段が低い、バリアが低いとかですね。ある子供さんはネットは嫌いだから会ったほうがいい、ある子供さんはネットのほうが楽だとか、それぞれの取っかかりやすいところから進めていきたいと思っています。だから、順番というよりも、その子供さん、保護者さんの意向を吸い上げていきたいと思っています。

【松野教育長職務代理者】

すいません。保護者のほうから希望があったときは、まず保護者が学校のほうに申出をして、その相談を受ける機関として、まず第一段階で青少年教育センターが関わるというのはあるんですか。それとも保護者が、例えばICTのほうでお願いしますとか言ったときには、そっちのほうで受ける。どこが相談を受けるのか。学校現場だけですか。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

それも本当にいろいろだろうと思っています。いろいろだろうし、一つと決める必要もないのかなと思っています。

今、先ほども申しましたスクールソーシャルワーカーを7名入れております。7名入れた理由は、青少年教育センターに相談に来た人を対象とするだけでは足りないだろうと。アウトリーチということで、この7名がそれぞれの学校を担当を決めて、全ての学校に今、回っております。

そういったように保護者さんの相談があったときに、学校が先に聞いても結構ですし、青少年教育センターが先に聞かせていただいても結構なんですけど、これも学校と連携を取って、学校のほうが入ったほうがいいねと判断するところもあれば、この子供さんに関しては学校に対するアレルギーがあるのでセンターのほうで主に対応したほうがいいねというふうに、一緒に対応していながら窓口を分けたりといったことはあるかと思います。

【西本教育長】

例えば、これで出席扱いにできるような民間の機関というのはあるんですか。

【松野教育長職務代理者】

ないですよ。

【陣内学校教育部長】

なかなかはっきり言いにくいのですが。

【西本教育長】

というのは、居場所というのがあるけれども、出席扱いにできるようなといった環境下にある民間機関は今のところはないんじゃないですかね。

【古賀委員】

ネットではないですか、小学校。高校はあるじゃないですか。

【陣内学校教育部長】

この考えが入ってきたのは、フリースクールという考えで入ってきているんですよ。欧米のフリースクールに端を発しているんですけど、欧米のフリースクールは、階級と言ったら言葉が悪いんですけど、上流階級の方々がパブリックにやるよりも自分で家庭教師を雇ったり、専門のところに通わせて、そのカリキュラムで学んで、義務教育よりもより高度なものをしているところもあるじゃないかと。そこから端を発しているんですね。

ただ、その概念を使って、ある程度のところで認めていいんじゃないかということでスタートしてきているんですが、なかなか教育のできる機関はいらっしゃらないというのが現状ですね。お預かりはできるんだけど教育はできるかというところですね。

【萩原委員】

そんな場所にいったら、今に学校というものが壊れていくみたいですね。そういう危険性もあるなと思いますよね。

【西本教育長】

そうなんですよ。やみくもに広げると。

【萩原委員】

学校は学校として、きちんとうあってほしいなと思うので。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ、今の説明でよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。以上で報告事項まで全て終わりました。

委員のほうから何かご質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----